

# 課税標準の特例が適用される償却資産

R5 税制改正対応

以下に該当する償却資産については、地方税法の規定により課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

なお、特例の適用には一定の条件がありますので、事前に税務課までご確認ください。

対象資産 (地方税法適用条・項・号)	減額の割合	取得適用期間	添付書類
ガス事業法による一般ガス導管事業者等が新設したガス事業用資産 (法第 349 条の 3 第 2 項)	最初の 5 年 2/3 次の 5 年 1/3	規定なし	ガス事業法に基づく許可書の写しなど
農業協同組合、森林組合、中小企業協同組合等が国の補助などにより取得した共同利用に供する機械、装置 (法第 349 条の 3 第 3 項)	最初の 3 年 1/2	規定なし	国の補助金などを受理したことを示す書類の写し
水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水、廃液の処理施設 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号)	1/2 (わがまち特例)	平成 30. 4. 1 ～	県提出の特定施設設置 (使用、変更) 届出書の写し
下水道法による公共下水道の使用者が設置した除害施設 (法附則第 15 条第 2 項第 5 号)	1/5 (わがまち特例)	令和 6. 3. 31	市提出の除害施設の設置 (変更) 届の写しなど
電気自動車で内燃機関を有しないものに水を充填する設備 (法附則第 15 条第 7 項)	最初の 3 年 1/6 ただし大規模設備 (取得価額 5 億円以上) の場合は 1/2	令和 5. 4. 1 ～ 令和 7. 3. 31	補助等を受理したことを示す書類の写しなど
認定発電設備対象外で国の補助を受けて取得した自家消費型太陽光発電設備	10kW 以上 1,000kW 未満 (法附則第 15 条 第 25 項第 1 号イ) 1,000kW 以上 (法附則第 15 条 第 25 項第 2 号イ)	最初の 3 年 1/3 (わがまち特例) 最初の 3 年 1/4 (わがまち特例)	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けたことを示す書類の写し
国の認定を受けて取得した風力、水力、地熱、バイオマス発電設備 (法附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ～ニ、同項第 2 号ハ、及び同項第 3 号イ～ハ)	別資料「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について」参照		国の認定通知書の写しと電力会社との受給契約の成立を示す書類の写し
子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業所等が取得した特定事業所内保育施設の用に供する資産等 (法附則第 15 条第 32 項)	最初に補助を受けた日の翌年から 5 年 2/3 (わがまち特例)	平成 29. 4. 1 ～ 令和 6. 3. 31	国の助成決定通知書などの写し
中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定される先端設備等導入計画に基づき新規に取得した認定先端設備等 (法附則第 15 条第 45 項)	最初の 3 年 1/2 ただし賃上げ目標を盛り込んだ計画の場合は最初の 5 年 2/3 (令和 6 年度取得の場合は最初の 4 年)	令和 5. 4. 1 ～ 令和 7. 3. 31	認定を受けていることを示す書類の写しなど ※計画の認定については、広報 ID 「1010041」のページ参照

※この一覧は、特例関係の法令から一部を抜粋してまとめたものです。上記に記載されている以外にも特例がありますので、それぞれの適用要件などは、地方税法施行令及び施行規則をご確認ください。

※地方税法の改正により、新設・延長・廃止など、内容や条項が改正される場合があります。

※平成 24 年度税制改正において「地域決定型地方税制特例措置 (通称：わがまち特例)」を導入する旨の改正が行われ、高山市では表中の (わがまち特例) と記された資産が対象になり、高山市税条例により特例率が定められています。